

民生文教常任委員会

1 開 議 令和7年12月16日(火) 午前10時00分

2 場 所 委員会室1

3 付議事件及び順序

日程第 1 議案第76号 大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大田原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 2 議案第77号 大田原市学校跡地運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 民生文教常任委員会の閉会中の継続調査申出について

民生文教常任委員会名簿

委員長	岡	野	忠	出席
副委員長	内	藤	幹夫	出席
委員	伊	賀	純	出席
	前	田	則隆	出席
	大	塚	正義	出席
	高	瀬	重嗣	出席
	君	島	孝明	出席

当局	保健福祉部長	松	本	通	尚	出席
	教育部長	君	島		敬	出席
	保育課長	羽	石		剛	出席
	スポーツ振興課長	大	島		実	出席

事務局	伊	東	佳	子	出席
-----	---	---	---	---	----

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（岡野 忠） ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。これより民生文教常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに記載のとおりであります。

当局の出席者は、保健福祉部長、教育部長、保育課長、スポーツ振興課長であります。

◎議案第76号 大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大田原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（岡野 忠） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第76号 大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大田原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（松本通尚） 議案第76号につきましては、議会本会議において議案上程の際、概略を説明させていただいたところでありますが、本日は所管の羽石保育課長が同席しておりますので、改めてご説明いたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（岡野 忠） 保育課長。

○保育課長（羽石 剛） 保育課長の羽石です。議案第76号 大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大田原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

47ページの議案書補助資料を御覧ください。今回の改正は、児童福祉法の改正、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令が公布されたことなどに伴い、それぞれの条例の関係部分を改正するものであります。

1の大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正の概要ですが、（1）の改正に関しましては、虐待対応の強化の内容になります。具体的には、保育所等の職員等による虐待に関する通報義務等が創設されたことによる、引用条項の項ずれによる改正となります。

（2）の改正に関しましては、健康診断の全部または一部を行わないことができる場合についてを追加する改正となっております。具体的には、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合のみであったものを、乳幼児に対する母子保健法に基づく健康診査が行われた場合も追加する内容

に改正いたします。

次に、2の大田原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正の概要になります。補助資料のほうに記載はございませんが、先ほどの1の(1)で説明させていただきました、児童福祉法の改正による引用条項の項ずれによる改正、そして2の(1)に関しましては、乳児等通園支援事業の実施方法のうち、余裕活用型の設備及び職員の基準について、内閣府省令ではなく、所管する県または市の条例を基準とするよう、関係部分を改正するものでございます。

それでは、43ページの議案書を御覧ください。第1条関係、大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明いたします。新旧対照表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正いたします。改正前の第12条中、引用法令である児童福祉法の「第33条の10各号」について、改正により第2項及び第3項が新設されることに伴いまして、改正後の「第33条の10第1項各号」と改めます。

43ページから44ページにかけての第17条の改正は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令による改正であり、第2項で定める健康診断の全部または一部を行わないことができる場合を追加する改正となっております。改正前の児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合のみであったものを、改正後の表に掲げるとおり、乳幼児に対する母子保健法に基づく健康診査が行われた場合も追加する内容に改正いたします。

続きまして、第2条関係、大田原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明いたします。新旧対照表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正いたします。

44ページから45ページにかけての第13条の改正は、児童福祉法第33条の12第2項、第3項が新設されることによる改正であり、「第33条の10第1項各号」と改めます。

第20条は、第3項におきまして本条例の第25条の改正に伴い、略称の「認定こども園法」の文言を削除いたします。

45ページから46ページにかけての第25条の改正は、こども家庭庁からの運用通知におきまして、各事業所の定員枠を活用して行う余裕活用型乳児等通園支援事業の設備及び職員の基準に関して、内閣府省令で定める基準ではなく、都道府県等が条例で定める基準とすべきと内容にありましたことから、第1項の改正前の「命令又は告示」に定める基準から、該当する基準を定めている県及び市の「条例」を直接引用する形に変更する改正を行うものになります。第1号の保育所は、栃木県条例である「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」に、第2号、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は栃木県条例の「認定こども園の認定の要件を定める条例」に、第3号、幼保連携型認定こども園は栃木県条例の「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」に、第4号、家庭的保育事業等を行う事業所は本市条例である「大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」にそれぞれ改めます。

最後に、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することといたします。

議案第76号につきましての説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（岡野 忠） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

大塚委員。

○委員（大塚正義） 先ほどの第25条の関係の設備に関する説明では、内閣府から県もしくは市の条例に適用させるということのお話があったのですが、そうしますと内閣府と県、市の中の条例の中身というのはどこか違うところ、もしくは強化される、もしくは緩和される、そういった部分がありましたら教えてください。

○委員長（岡野 忠） 保育課長。

○保育課長（羽石 剛） ただいまのご質問にお答えいたします。

県の条例のほうで非常災害等の対応、あと人権擁護、こちらの内容につきましては内閣省令で対応していない部分ということで、参酌される基準ということで、県並びに市において強化するという意味で上乘せ条例的といいますか、そういった内容が栃木県条例の場合には盛り込まれているという状況になっております。

以上になります。

○委員長（岡野 忠） 内藤委員。

○委員（内藤幹夫） 補助資料の1の（1）の説明の中で、児童虐待対応の強化ということで改正があったということなのですが、具体的にどういったことが強化されたか、お願いいたします。

○委員長（岡野 忠） 保育課長。

○保育課長（羽石 剛） お答えいたします。

これまで児童福祉法におきましては、児童養育事業、里親等、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設もしくは児童自立支援施設の長またはその職員という規定があったのですが、親から離れて預かるという保育所等、あとは放課後児童健全育成のほうの放課後児童クラブとか、そういったものも施設として対象としなければならないというのが10月1日から改正でなりましたので、その部分、対象施設が増えたということで強化になるということと、あとはそれぞれの所管庁に対して報告義務ということで、報告があった場合には対策の会議等を開催しなければならないというような規定が盛り込まれている状況です。

以上になります。

○委員長（岡野 忠） ほかに質疑はございませんか。

高瀬委員。

○委員（高瀬重嗣） 言葉のことでちょっと質問したいのですが、第1条のほうで「児童相談所等における乳児又は幼児の利用開始前の健康診断」とあって、その下には「乳幼児に対する健康診査」と、「診断」と「診査」という言葉があるのですが、これは多分用語だけだと思うのですが、何が違うのか教えていただければ。

○委員長（岡野 忠） 保育課長。

○保育課長（羽石 剛） お答えいたします。

追加でなりました健康診査のほうなのですが、こちらは母子保健法に基づく健康診査というような用語規定になっておりまして、それを対象として母子保健で行っている健康診査というような内容になっているものですから、言葉としてそのまま法に基づく健康診査というような、母子保健法に規定されて

いるものということで今回載せているような状況になります。

健康診断というのは、もともと入所した場合に行わなければならないという規定になっているもので、児童福祉法のほうで規定されてきているものに基づくものであって、法で言葉がちょっと異なっているような状況にはなるのですけれども、内容としても母子保健法で行う健康診査というのは、恐らく内容が保育所で行うものよりももう少し細かくやっているのかなど。すみません。私も詳細までは把握できていないのですが、その違いがあるかと思われま

以上になります。

○委員長（岡野 忠） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（岡野 忠） 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（岡野 忠） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第76号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（岡野 忠） 異議なしと認めます。

よって、議案第76号 大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大田原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第77号 大田原市学校跡地運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（岡野 忠） 次に、日程第2、議案第77号 大田原市学校跡地運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（君島 敬） 議案第77号につきましては、本会議におきましては私から説明をさせていただきましたが、本日スポーツ振興課長から改正に関する説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（岡野 忠） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（大島 実） それでは、議案第77号 大田原市学校跡地運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明いたします。

初めに、53ページの議案書補助資料を御覧ください。議案の概要でございますが、施設の老朽化に伴い、

全8施設ある学校跡地運動場のうち、佐久山運動場、旧佐久山中学校体育館をはじめ、黒羽運動場、旧黒羽中学校体育館、川西運動場、旧川西中学校体育館及び両郷運動場、旧両郷中学校体育館の4施設を廃止するとともに、他の公の施設に係る設置及び管理に関する条例との整合を図るため字句の修正を行うことから、関係部分を改正するものでございます。

48ページの議案書を御覧ください。改正内容でございますが、新旧対照表の改正前、旧の欄に掲げる規定を、同表の改正後、新の欄に掲げる規定に下線で示すように改正いたします。

48ページ、第1条から50ページ、第11条までの改正は、項目の統一や内容の追記、別表を条立てするなどの変更となりますが、第6条では使用の制限を加え、改正前の第6条で定めていた管理員の条項は削除し、別に定める条例施行規則の中に加えることといたします。

51ページを御覧ください。第12条は委任でございます。51ページから52ページにかけて、別表の第2条関係は、佐久山運動場体育館をはじめ、黒羽、川西、両郷の4施設につきまして、学校跡地運動場から削除いたします。

52ページを御覧ください。附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行いたします。

以上で、議案第77号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（岡野 忠） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

伊賀委員。

○委員（伊賀 純） この校庭が廃止されるという、運動場が廃止されるということでよいのですね。校庭ですか。そこのところの確認です。

○委員長（岡野 忠） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（大島 実） ただいまのご質問でございますが、運動場、校庭ではなくて体育館だけでございます。学校跡地運動場というのは、グラウンドと体育館と武道場と3つありますけれども、そのうち廃止するのは体育館4施設となります。

○委員長（岡野 忠） ほかに質疑はございませんか。

高瀬委員。

○委員（高瀬重嗣） 体育館が各地で廃止されることによって、今まで体育館を利用してきた人たちの利用する場所がほかに確保されているのかとか、全体で考えてみて混雑により利用できない人たちが出てくるのか、そういう懸念はないかということをお伺いいたします。

○委員長（岡野 忠） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（大島 実） 4施設、現状の利用状況をまずご説明いたしますけれども、黒羽運動場体育館につきましてはここ数年、利用件数はゼロでございます。両郷中学校につきましては、1団体が冬の体力トレーニングのために利用している団体がございます。川西中学校につきましては、やはりほとんど利用はございません。佐久山中学校につきましては、利用団体2団体ほどございまして、利用件数も少しございます。ですので、ほぼ利用はない状況でございます、その1団体、2団体につきましては代替施設といたしますか、跡地運動場ではなくて、学校開放施設とか社会体育施設、そういったところの体育館の利用のほうに移行するようなお話ししていきたいと思っております。

○委員長（岡野 忠） ほかに質疑はございませんか。

大塚委員。

○委員（大塚正義） 今回のこの案件は体育館廃止ということで、古くなったから廃止というお話だと思うのですが、そうしますと廃止になった後の管理体制、例えば年に何回程度点検するのだとか、古くなってそのまま放置されると雨漏りだったりとか、傷みがなおさら加速度的に進むと思われまますので、その点検回数、もしくは管理体制というところをお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（岡野 忠） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（大島 実） 今回の条例が改正されますと、所管していたスポーツ振興課から総務課の管財係のほうに管理は移行してまいります。

今回の条例改正、学校跡地運動場として廃止をするというものでございまして、すぐに取り壊すというものではございません。古くはなってきたておりますけれども、今も高瀬委員からもご質問ありましたが、利用団体がいる現状もございまして、今後は利用団体と管財係のほうの協議、相談になると思っておりますが、利用を継続することも当面まだ可能だとは思っております。廃止イコール、手をつけず管理しないということではなくて、利用団体等があれば利用していただいたり、点検の回数というものはちょっと考えておりませんでした。何かあれば常時管理、現場に行き管理もすることは続くでしょうし、条例上の改正ということで、現状につきましては今までと同じような状況が当面続くと考えております。

○委員長（岡野 忠） ほかに質疑はございませんか。

私のほうから1つ。使用しなくなった体育館の中にあつた器具ですとか設備とか道具関係、そういったものは全然今までは使われていなかったのか、もしあるとしたら今後どのような管理をするのか。

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（大島 実） 学校が廃校になつ直後には、ほかの各学校のほうから必要な物品ということで、廃校になった学校の物品はかなり持ち出しをされております。体育館につきましても、学校が稼働していた状況の備品がほとんどないような状況で、卓球台が1台とか、バドミントンができるネット、支柱が1セットとか、バレーボール1セット、その程度が備品として残っている状況でございます。ですので、この後廃止になって利用がなければ、他の活用できるような施設のほうに移行もできますけれども、現状ほとんど物品がないというのが現状でございます。

○委員長（岡野 忠） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（岡野 忠） 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

大塚委員。

○委員（大塚正義） 先ほどもこの体育館につきまして、まず廃止をされるけれども、使用団体があれば使用するというようなお話で、解体はまだ行わないというようなお話がございましたので、やはり廃止になった場合にその管理体制、今現在皆さんもご存じのように、電線の盗難であるとか、これから凍結、そういったことが発生します。そこのところは管理体制を組織的に、また定期的に行き、防犯上、もしくは地域に不安を与えないような、そういった管理体制を構築していただければと思います。

以上です。

○委員長（岡野 忠） ほかに意見はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（岡野 忠） 意見がないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第77号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（岡野 忠） 異議なしと認めます。

よって、議案第77号 大田原市学校跡地運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

ここで、執行部は退出していただいて結構です。お疲れさまでした。

（執行部退席）

◎民生文教常任委員会の閉会中の継続調査申出について

○委員長（岡野 忠） 次に、日程第3、民生文教常任委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

この案件につきましては、タブレット掲載の調査事件について議会閉会中も継続調査したい旨、会議規則第109号の規定に基づき議長に申し出たいので、委員の同意を求めるものであります。

現在タブレットに掲載しましたのは、昨年と同じものを掲載していますが、内容に関し具体的なものを取り上げることもできますので、具体的なものがあれば追加をいたしますし、昨年と同じであればこのまま提出いたしますので、委員の皆様に一読していただき、内容をご確認していただければと思います。

（内容確認）

○委員長（岡野 忠） どうでしょうか。よろしいでしょうか、このままで。

高瀬委員。

○委員（高瀬重嗣） 事務局に聞かなければいけないのですけれども、17ぐらい設けて、その他民生文教常任委員会の所管に関するものについてとかと入れては駄目なのですか。オールマイティーになってしまうと思うのですけれども。16のほかに17ぐらいに続けて、委員会の所管に関するものについて。そうしたら、何でも閉会中にできるのですが、どうでしょうか。大丈夫なのでしょう。大丈夫かな。

（何事か言う人あり）

○委員長（岡野 忠） では、内容をご確認いただけましたか。

それでは、同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（岡野 忠） 異議なしと認めます。

よって、民生文教常任委員会の閉会中の継続調査申出については、別紙調査事件のとおり議長に申し出ることといたします。

◎散 会

○委員長（岡野 忠） 以上で委員会の審査は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

午前10時25分 散会

民生文教常任委員会 委員長
